## 平成26年度

# 伊那市環境報告書

(平成25年度環境調査実績)

伊那市市民生活部生活環境課

## 目 次

1	平成25年度	環境保全事業		1
(1	)公害苦情受理状	況		1
(2	)自動車交通騒音	調査		2
(3	)河川水質検査			4
(4	)環境審議会			4
(5	)自然保護			5
(6	)環境美化			5
(7	)環境啓発			6
(8	)環境教育			6
(9	)補助			6
2	平成25年度	廃棄物処理事業	-	7
(1	)廃棄物処理			7
(2	)ごみの組成			8
(3	)補助			8
(4	)衣類回収事業			8
3	条例等改正状况	<del>7</del>	9	9

## 1 平成25年度 環境保全事業

#### (1)公害苦情受理状况

公害苦情の受付件数は、廃棄物処理法の改正により野外焼却が禁止されてから増加傾向にあります。

被害の種類は、実際に健康や財産に被害を受けたものは少なく、感覚心理的な公害苦情が多くなっています。

#### ○件数

年度	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	年計
2 5	2 5	9	1	6	0	0	6	3 4	8 1

#### ○種別内訳

種別	内容
大気汚染	廃棄物の野焼き、不適正な焼却炉の使用など
水質汚濁	車両事故による油流出、灯油等の河川流出など
騒音	近隣工場からの騒音、自動車などの交通騒音など
悪臭	廃棄物の焼却、堆肥の臭いなど
その他	ペットの不適正な飼育、空き地の管理など

#### ○用途地域別

	都市計画用途地域						都市計		
住居	近隣 商業	商業	準工 業	工業	工業専用	無指 定	計	画区域	合計
1 9	0	0	3	1	0	5 8	8 1	0	8 1

#### ○種類別

健康	財産	動植物	感覚・心理	その他	合計
0	0	8	7 0	3	8 1

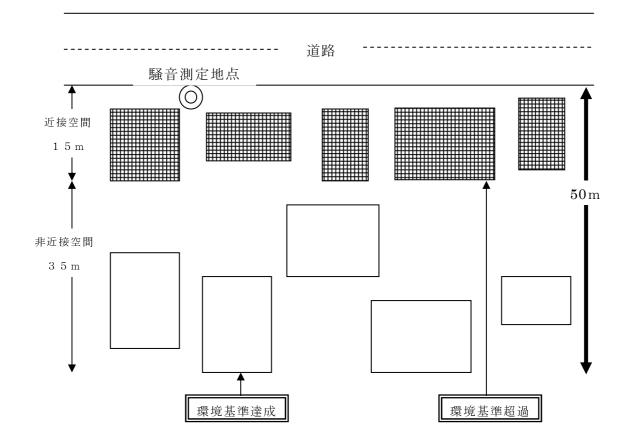
#### (2)自動車交通騒音調査

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、伊那市内の自動車騒音の状況を常時監視するため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 12 年 5 月 15 日付け環大二第 51 号、環大企第 101 号 環境庁大気保全局長通知 以下、「評価マニュアル」という。)及び「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 17 年 6 月 29 日付け環管自第 050629002 号環境省環境管理局長通知)に基づき、伊那市内の主要幹線道路における様々な道路条件、沿道条件等を踏まえ、道路交通騒音の環境基準達成状況を戸別建物ごとに的確に評価することを目的として自動車騒音測定及び、面的評価を行っています。

#### ○面的評価

高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出する評価方法

対象地域内に住居等が全部で10戸あり、そのうちの5戸が環境基準に適合する場合は、面的評価による環境基準の評価は、「国道〇〇号の△△の区間では、全戸数10戸のうち適合戸数は5戸であり、環境基準の適合率は50%である。」となります



#### 【結果】

評価対象路線別にデータを集計した結果、昼夜ともに環境基準値以下 であった住居等戸数は、一般国道361号線の道路に面する地域で33 5戸中331戸(98.8%)、伊那生田飯田線の道路に面する地域で 423戸中423戸(100%)であった。

一方、昼夜ともに環境基準値を超過した住居等は、一般国道361号 線及び伊那生田飯田線の道路に面する地域では存在しなかった。

#### ○騒音測定

測定路線・地区		戸数	近接空間		非近接空間	
		厂剱	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道361号 (荒井川北町交差点~坂下交差点)	335	70	61	43	37
2	伊那生田飯田線 (中央区交差点~駒ヶ根市境)	423	65	56	44	31

(平均値・単位 dB)

#### ◇参考

近接空間基準値		非近接空間基準値		
昼間	夜間	昼間	夜間	
70	65	65	60	

#### 注)近接空間(幹線交通を担う道路に近接する空間)

次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路
- 15メートル
- ・2車線を超える車線数を有する幹線交通を担う道路 20メートル

#### (3) 河川水質検査

#### ○環境基準の類型指定河川(平均値)

河川·地点	類型	測定	BOD	大腸菌群数
天竜川・水神橋上	В		1.8	11,000
天竜川・旧食肉センター前	A	平成 25 年 8 月	1.4	7,900
三峰川・弁財天橋上流	A	平成 29 午 6 月	0.6	7,900
三峰川・町内排水放流先	A		0.6	17,000

(単位:BOD-mg/l、大腸菌群類-MPN/100ml)

#### • 類型指定

河川名	区分点・区間	類型
天竜川(1)	岡谷市と辰野町の境界〜三峰川合流点	В
天竜川(2)	三峰川合流点~宮ヶ瀬橋	A
三峰川	全域	A

・類型:A類型-BOD:2mg/l以下、大腸菌群類:1,000 MPN/100ml以下 B類型-BOD: 3mg/l以下、大腸菌群類: 5,000 MPN/100ml以下

#### (4)環境審議会

○伊那市環境保全条例第30条の規定に基づき設置する審議機関

ア 審議委員構成

市議会議員 1名

識見を有する者9名関係行政機関の職員1名 9名(内、公募1名)

#### イ 開催状況

開催日	会議事項
平成 25 年 10 月 9 日	(協議事項) ・地下水等採取許可申請について (報告事項) ・新ごみ中間処理施設環境影響評価について ・上伊那広域連合 一般廃棄物(ごみ)処理基本計 画(案)について
	・伊那市環境報告書について

#### (5) 自然保護

#### ア 自然公園

自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づき、地域内での一部行為について、許可又は届出が必要となります。

(申請・届出件数)

南アルプス国立公園	5 件
中央アルプス県立公園	1 件
三峰川水系県立公園	7 件

#### イ 自然保護学習会

ミヤマシロチョウ保護のため、食草の「メギの木」の植樹を実施。

日	時	平成25年6月14日(金)
場	所	入笠山
参加	人数	65人(高遠小・高遠北小4年生)

#### ウ 新山「トンボの楽園」保護・整備活動

環境省が行う、自然環境保全基礎調査の指標昆虫の一つであるハッチョウトンボを始め、多くのトンボが生息する「トンボの楽園」の保護や整備を地元保護育成会と協働して実施。

内	容
・観察会の実施	
・環境整備(年2回)	
草刈等	

#### (6) 環境美化

#### ア 散乱空き缶等拾集

参加人数		空き缶		空きビン		ペットボトル		その他
月 	(人)	(個)	(袋)	(本)	(袋)	(本)	(袋)	(袋)
6	7, 583	5,684	103	595	58	1, 410	73	474
11	10, 305	2,826	126	599	53	571	65	571
3	10, 414	2,534	270	587	53	538	54	538
計	28, 302	11,044	499	1, 781	164	2, 519	192	1,583

#### (7)環境啓発

#### ア 伊那市環境展

「環境にやさしく住みよい伊那市を次世代に」をキーワードに、地球温暖化、自然エネルギー、ごみ処理など私たちの生活に関わる身近な問題について、体験をとおして学び、解決のヒントを探ることを目的に、「きて・みて・まなぼう! エコ体験!」をテーマにエコや環境について体験でき、環境について楽しみながら、学んだり考えたりするイベントを実施。

#### ○開催日時及び会場

日時: 平成25年10月13日(日)

午前10時 から 午後2時30分まで

会場:伊那勤労者福祉センター体育館・伊那市民体育館

○来場者数 700名

#### (8) 環境教育

ア 子どもエコツアー

市内小学4年生の児童を対象とし、学校の環境学習に合わせて施設見学を行うことにより、環境への関心を高めることを目的として実施。

実施回数	19 回
参加校	11 校
参加人数	531 人

#### (9)補助

ア 住宅用太陽熱利用システム設置補助

件 数:32件

補助総額:960千円

## 2 平成25年度 廃棄物処理事業

## (1) 廃棄物処理

## ア処理費用

, I	##: ##: <b>*</b> #c	611 TH #4	加亚里	1人当り	1世帯当り	1人1日
八日	人口  世帯数  処理費		処理量	処理費	処理費	排出量
70,074 人	26,773 世帯	596,627 千円	18,485 t	8,514 円	22,285 円	723 g

#### イ 処理量

(単位:トン)

種類	H24 年度	前年対比 (%)	H25 年度	前年対比 (%)
燃やせるごみ	12,296.33	-1.00	12,142.91	-1.25
燃やせないごみ	2,097.37	-1.77	2,100.71	0.16
(内) 鉄	256.59	-10.55	274.45	6.96
(内) アルミ	9.03	-25.37	11.8	30.68
(内)雑品	138.77	-1.04	129.08	-6.98
資源プラスチック	787.64	-0.57	758.45	-3.71
古紙類	3,287.41	-8.13	2,770.24	-15.73
びん類	401.57	2.31	419.95	4.58
スチール缶	45.96	-8.15	42.99	-6.46
アルミ缶	61.40	-6.61	62.9	2.44
牛乳パック	8.26	6.03	6.69	-19.01
ペットボトル	87.89	-13.33	98.45	12.02
廃食用油	8.16	-3.04	7.57	-7.23
衣類	39.54	408.88	43.89	11.00
有害ごみ	28.01	54.58	27.31	-2.50
その他	3.06	-30.61	2.64	-13.73
合計	19,152.61	-2.19	18,484.70	-3.49
資源化量	5,163.29	-5.53	4,656.41	-9.82
資源化率(%)	26.96	-3.42	25.19	-6.56

#### (2) ごみの組成

(%)

#### 可燃物 (平均值)

紙·布類	65.0
プラスチック	9.4
木・竹・植物類	8.8
厨芥物	9.7
不燃物類	3.1
その他	4.0

#### 不燃物

鉄・アルミ	19.8
可燃物	21.3
不燃物	37.5
プラスチック	21.4

- ※ 可燃物は乾燥後の重量比、測定は5月、8月、11月、2月の年4回
- ※ 不燃物は破砕後の重量比、年間処理量の割合

#### (3)補助

ア 生ごみ処理容器等購入補助

台数:169台 <内訳>

> 電気式: 152 台 容器式: 17 台

金額: 4,479 千円

イ ごみ収集ステーション設置補助

件数:18件

金額:1,591 千円

#### (4) 衣類回収事業

ごみの減量化とリユース (再利用) 可能な衣類の有効利用を目的として、衣類の回収事業を実施。

- ○6月と10月の2回、9会場
- ○回収結果

総数: 43,890kg

実績: リユース 古着として 91%

ウエスとして 6%

リサイクル 3%

#### 3 条例等改正状況

#### 伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(平成25年伊那市規則第10号)

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成 18 年伊那市規則第 83 号)の 一部を次のように改正する。

第4条の2を削る。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 伊那市飲用井戸等衛生対策要綱

(平成25年伊那市告示第108号)

伊那市飲用井戸等衛生対策要綱を次のように定めます。

(目的)

第1条 この告示は、有害物質等による地下水汚染等がみられることに鑑み、飲用に供する井戸等の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置を定めることにより、これらの井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

#### (対象施設)

- 第2条 この告示において対象とする施設は、次の各号に掲げるいずれかであって、 水道法(昭和32年法律第177号)第3条に規定する上水道、簡易水道、専用水道及び簡 易専用水道、建築物における衛生環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2 条に規定する特定建築物、その他飲用水の衛生に係る法令の適用を受けないもの(以 下「飲用井戸等」という。)とする。
  - (1) 個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅に居住する者に対して飲用水を供給する飲 用井戸等(導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。)
  - (2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する 飲用井戸等(導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、旅館及び公衆浴場、食品関係営業者に設置されている 施設については、当該関係法令の定めるところによる。

#### (管理基準)

- 第3条 飲用井戸等の設置者等(以下「設置者等」という。)は、飲用井戸を新たに設置 するにあたっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮するものと する。
- 2 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切 な措置を講ずるものとする。
- 3 設置者等は、井戸の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のあた、水槽等)並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に

対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めるものとする。

- 4 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに市長へ連絡し指示を受けるものとする。
- 5 設置者等は水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には市長へ連絡し指示を受けるものとする。

#### (水質検査)

- 第4条 設置者等は、飲用井戸等につき次の各号に掲げる検査を受けるものとする。
  - (1) 飲用井戸等により給水を開始しようとするときは、あらかじめ、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)について水質検査を行うものとする。
  - (2) 前号の場合において、当該施設が消毒を行っている場合は、水質基準項目に加え、消毒の効果及び消毒副生成物についても水質検査を行うものとする。
  - (3) 業務用飲用井戸については、1年以内ごとに1回、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他の水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する検査を実施するものとする。
  - (4) 一般飲用井戸等については、1年以内ごとに1回、水質検査を実施するよう努めるものとする。
  - (5) 飲用井戸等から給水される水に異常を認めたときは、水質基準項目のうち必要なものについて、臨時の水質検査を実施するものとする。
  - (6) 設置者等が飲用井戸等の水質検査を依頼するにあたっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣に登録した者に対して行うものとする。
  - (7) 設置者が、定期又は臨時の水質検査を行ったときは、その状況を記録し、1年間保存するものとする。

#### (実態の把握)

第5条 市長は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置状況等の情報 を収集し、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者並び に使用者に対する啓蒙のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (汚染に対する措置)

第6条 市長は、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の 汚染を発見したときは、水道に加入等必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

#### (補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

#### 平成 26 年度 伊那市環境報告書

伊 那 市 〒396-8617 長野県伊那市下新田 3050 番地 市民生活部生活環境課

TEL:0265-78-4111 内線:2212

FAX:0265-74-1260

E-mail:sei@inacity.jp